

2008年6月30日

ハートフォード生命、群馬銀行・山陰合同銀行で 変額個人年金保険「ライジング インカム」を発売

ー日本初「ロールアップ年金」機能付き変額個人年金保険ー

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン）は、2008年7月1日（火）から、株式会社 群馬銀行（本店：群馬県前橋市、取締役頭取：四方 浩）および株式会社 山陰合同銀行（本店：島根県松江市、取締役頭取：古瀬 誠）において、年金支払日における被保険者の年齢に応じて年金額が増加する日本で最初のロールアップ年金機能を備えた変額個人年金保険「ライジング インカム」の販売を開始します。これにより、「ライジング インカム」の販売会社は合計12社になります。

さらなる長寿化が進みインフレが想定される中、年齢とともに増える医療や介護費用、より豊かで充実した生活を送る費用など、長期化し支出の増加が予想されるセカンドライフに向けて手持資金の確保がより重要となってきました。本年2月4日に発売した新商品「ライジング インカム」は、このようなニーズに対応し、運用成果にかかわらず、年金支払開始後に被保険者の年齢に応じて年金額が自動的に増加するロールアップ年金機能を日本で初めて実現しました。また、最短で契約日の1年後から一生涯にわたる年金受取を可能としました。この2つの特徴によりお客様は、年齢とともに定期的に増える年金を生涯受け取ることが可能となり、ご存命の間、セカンドライフを経済的な不安なくお過ごしいただけます。

商品名	販売開始日	販売会社
「ライジング インカム」	2008年7月1日（火）	株式会社 群馬銀行
		株式会社 山陰合同銀行
主な特徴		
<ul style="list-style-type: none"> ● 運用成果に関わらず年金支払日の被保険者の年齢（55歳以上）に応じて年金額が自動的に増加するロールアップ年金機能 ● 最短で契約日の1年後から一生涯にわたり年金を受け取れる終身年金 ● 年金受取開始後も積立金を特別勘定で運用 ● 死亡保障について一時払保険料相当額を最低保証 <p>（運用期間中は死亡保険金額を、ロールアップ年金受取開始後は年金受取累計額と死亡一時金額の合計金額を最低保証）</p>		

ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年3月末現在、3.6兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場でトップクラスの実績を収めています。当社は「セカンドライフの達人」として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。ソリューション提供の一環として2008年5月、退職後のお金の不安解消を支援する新ウェブコンテンツ『「セカンドライフの達人」のマネー術』（<http://money.hartfordlife.co.jp/index.html>）をリリースしました。

以上

「ライジング インカム」

変額個人年金保険 2007・最低保証型一時金付特別勘定終身年金（逓増率型）特約
変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

- 変額個人年金保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金の一括受取をする場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回る事（元本割れリスク）があります。
- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ファンドによる運用中、資産残高に対して年率 2.60%の割合で資産残高から毎日控除されます。
- 運用関係費用：ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.5080%（税抜 0.4880%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。主契約による年金の受取期間中、年金額に対して 1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- 解約手数料または一括受取手数料：契約日および増額日からその日を含めて 7 年未満の解約・一部解約または年金の一括受取をした場合にかかります。契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額*の 7%～1%の割合で解約日の資産残高・一部解約請求額または年金の一括受取の請求を受け付けた日の資産残高から控除されます。
- * 解約控除対象額は、解約および年金の一括受取の場合は払込保険料総額、一部解約の場合は一部解約請求額と払込保険料総額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が払込保険料総額から差し引かれます。
- ※ この商品にかかる費用の合計額は、「ファンドによる運用中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」となります。また、特定のお客さまには「解約手数料」「一括受取手数料」および「主契約による年金の年金受取期間中の費用（「年金管理費）」がかかります。

別紙: 変額個人年金保険「ライジング インカム」の商品概要

別紙 変額個人年金保険「ライジング インカム」の商品概要

正式名称	変額個人年金保険 2007 最低保証型一時金付特別勘定終身年金(通増率型)特約							
加入年齢 (被保険者)	0 歳～75 歳 (満年齢)							
保険料払込方法	一時払のみ							
払込保険料	200 万円～3 億円 (1 円単位)							
特別勘定 (ファンド)	名称：世界アセット H4 SS							
	基本配分比率 日本株式： 10% 外国株式： 30% (為替ヘッジあり) 日本債券： 40% 外国債券： 20%							
ロールアップ年金支払期間	終身							
年金種類	最低保証型一時金付特別勘定終身年金 (通増率型)							
年金支払開始日	契約日から 1 年経過後の契約応当日から 90 歳でむかえる契約 応当日までのいずれかの契約応当日 ※年金支払開始年齢は 55 歳以上							
ロールアップ年金額	年金支払日の前日の基本保険金額に対して、以下の比率を乗じた 金額							
	55-59 歳	2.0%	70-74 歳	3.5%	85-89 歳	5.0%		
	60-64 歳	2.5%	75-79 歳	4.0%	90-94 歳	5.5%		
	65-69 歳	3.0%	80-84 歳	4.5%	95 歳以上	6.0%		
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した 書面の交付日とお申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内 (消印有効) であれば、書面によりお申し込みの撤回等 をすることができます。							
ファンドによる運用中 の費用	保険関係費用： 資産残高に対して年率 2.60% 運用関係費用： 信託財産に対して年率 0.5080% (税抜 0.4880%) 程度							
主契約による年金支払 期間中の費用	年金管理費： 年金額の 1 % (年金支払時に控除)							
解約手数料								
経過年数	1 年 未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年 以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思ひます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2006 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。